

分析レポート

国内経済金融

COP18 の合意内容と今後の課題

安藤 範親

はじめに

2012 年 11 月 26 日から 12 月 8 日にかけてカタールのドーハで、温暖化などによる気候変動の悪影響を防止することを目的とした国連気候変動枠組条約の第 18 回締約国会議（COP18）が開催された。

COP18 では、12 年末の京都議定書第 1 約束期間終了を間近に控え、前回の COP17 において課題を残した第 2 約束期間についてどうするのか、また、京都議定書に代わる新たな国際枠組み設立に向けた作業をどのように進めていくのか、の 2 点が大きな焦点となった。

協議は難航したものの、図表 1 のとおり「ドーハ気候ゲートウェイ」として、

期限切れが迫る京都議定書の期間延長問題の合意や、新たな国際枠組み構築に向けた作業計画を決定した。その他、

13 年以降の途上国への資金支援や、気候変動の被害軽減のための支援制度の設立などが採択された。

図表1 ドーハ気候ゲートウェイの主な内容

京都議定書第2約束期間改正案の採択

・COP17で未決定だった約束期間終了時期の決定(13年1月～20年12月末)や、不参加国の排出量取引の扱いを決定(国際的な獲得・移転が不可に)。

新たな国際枠組み構築の作業計画の決定

・2020年以降の新たな国際枠組みについて交渉の作業計画を決定(作業部会の開催計画や追加会合の検討)。

途上国への資金支援

・2013～2015年の先進国による資金拠出の努力や、2020年までの支援増額計画をCOP19までに提出すること等を奨励。

気候変動の被害軽減に向けた制度設立

・気候変動に脆弱な国における被害の軽減のための世界的なメカニズム(保険や保証、復旧に関するリスク管理)の制度設立を決定。

(資料)COP18及びCMP8報告セミナー、外務省報告資料を参考に作成

第2約束期間で合意

図表 1 の京都議定書第 2 約束期間は、97 年の COP3 で採択した京都議定書の第 1 約束期間が 12 年末で期限切れとなることから、新たな国際枠組みが始まる予定の 20 年までの間、温室効果ガスの排出削減努力を続けるために設定された。

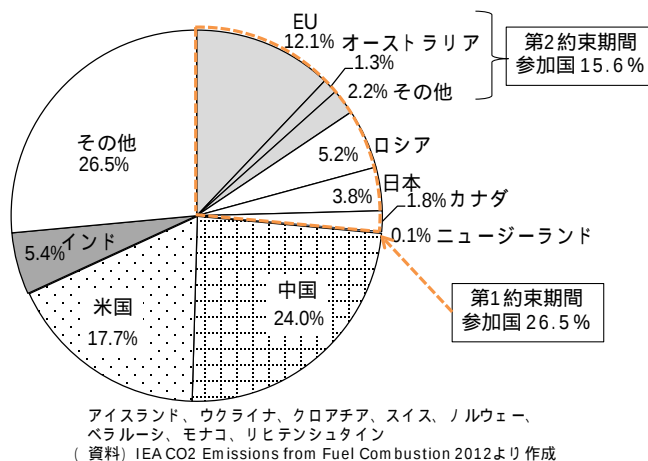
COP17 では、この延長期間について、5 年とするか 8 年とするか先送りされていた。新たな国際枠組みの開始を前に、より高い削減目標について議論すべきとして 5 年を主張する意見もあったが、新たな国際枠組みの開始時期に合わせて 8 年（2013～2020 年）とすることが今回の COP18 で決まった。

ただし、再度削減目標を担う第 2 約束期間の参加国は、COP17 において不参加を表明した日本やカナダ、ロシア、ニュージーランドを除く先進国等の付属書 国にとどまり、世界の CO2 排出量全体に占めるこれら参加国のシェアは、第 1 約束期間の 26%程度から 15%程度まで低下することとなった（図表 2）。

一方、第 2 約束期間に参加しない先進国や途上国は、20 年まで国際的な削減義務はなくなったものの、自主的な目標を掲げ、温室効果ガスの排出削減に取り組むことになる。

そのため、第 2 約束期間に参加しない国々が、13 年以降の排出削減の取り組みとして、京都メカニズム（国際排出量取引、CDM、JI）を利用することが認められるかが焦点となった。

図表2: 2010年CO2排出量のシェア



その結果、CDM（先進国と途上国間の排出削減事業の排出枠の獲得・移転）については、他国への排出枠の転売はできないものの、自国の排出削減目標達成のためには利用可能とされた。

ただし、JI（先進国間の排出削減事業による排出枠の獲得・移転）と国際排出量取引（排出枠の国際的な獲得・移転）については、第2約束期間の非参加国は利用できないとされた（13年～15年は、調整期間とされ非参加国も利用可能）。

新たな国際枠組みに向け計画を決定

昨年のCOP17では、全締約国の参加を前提とした新たな国際枠組みを発足させるための「ダーバン・プラットフォーム特別作業部会」(ADP)が立ち上げられた。

今回のCOP18においては、新たな国際枠組みについて15年までに交渉を妥結し、20年に発足させるための交渉スケジュールが話し合われた。

その結果、図表1の新たな国際枠組み構築の作業計画として、15年までに、ADPを毎年2回以上開催するするとともに、15年5月までに交渉テキストを準備することなどが決まった。

おわりに

日本は第2約束期間に参加せず、13年～20年の間、自主的な削減努力を進めることとなった。

09年9月に民主党政権が、「20年までに1990年比25%の温室効果ガス削減」を掲げたものの、震災の影響で原子力発電所が停止し、目標実現は困難なものとなっていた。その後の自民政権は、13年1月に11月のCOP19までに25%削減目標をゼロベースで見直すことを打ち出した。

固定価格買取制度などにより、再生可能エネルギーの普及が急速に進んでいるものの、停止した原発分のエネルギー供給を満たすにはほど遠い。当面は火力発電の依存度が高まるため、温室効果ガスの排出増は避けられず、これまで以上の削減努力が必要となるだろう。

なお、京都議定書では、米国が議定書を離脱したことや、途上国の中でも中国やインドなど排出量が多い国々に削減義務が課されていないことなど、排出削減の実効性に問題を抱えていた。

この問題を解決するため、20年発足予定の新たな国際枠組みは、気候変動枠組条約に参加する「すべての締約国に適用」されることが合意されている。

この合意により、先進国だけでなく途上国も削減責務を負うことになったが、すべてに適用される枠組みであっても、すべての国々が同様の義務を負うことを意味するわけではない。今後は、共通だが差異ある責任のもとに、排出量の異なる国々がそれぞれどのような義務を負うのか、最大の論点となるだろう。